

平成30年度 中頓別町職員(社会教育主事)採用実施要綱

1. 職種 社会教育主事
2. 募集人員 1名
3. 採用予定 平成30年10月1日付け
4. 受験資格
 - ①昭和48年4月2日以降に生まれた者
 - ②社会教育主事の業務に5年以上従事した経験を有する者
 - ③普通自動車運転免許を所持している者
 - ④日本国籍を有しない方又は下記ア～エに該当する者は受験できません
 - ア. 成年被後見人又は被保佐人
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 中頓別町職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ. 日本国憲法施行の日(昭和25年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
5. 試験方法及び内容
 - ◇期 日 平成30年7月14日(土) 10時～
 - ◇場 所 中頓別町役場
 - ◇内 容 ・筆記試験 SPI
・個別による面接試験
6. 受付期間
 - ◇受付期間 平成30年5月25日(金)から6月25日(月)まで
 - ◇提出方法 関係書類を郵送(6月25日消印有効)又は持参(月～金曜日)の午後5時15分まで。土日祝祭日は受付できません。
7. 申込方法
 - ①試験申込書(写真添付)
 - ②最終卒業学校の成績証明書
 - ③資格を有することを証するものの写し
 - ④自己アピール(A4版用紙で)
 - ・学生時代の活動状況(クラブ活動・ボランティア活動等)
 - ・自己の信念や長所・短所等について、出来るだけ詳細に記載すること。

8. 合格から採用まで

- ◇合格者には合格通知され、社会教育主事として勤務することになります。
- ◇採用予定期日は平成30年10月1日ですが、合格者の希望を考慮することも可能です。
- ◇受験資格がないこと、提出書類に虚偽の記載等が判明した場合は、合格を取消す。

9. 採用条件

給与及び諸手当は「中頓別町職員給与条例」等の規定に基づき支給します。その他の勤務条件も中頓別町条例に基づく。

10. 提出先・問合せ先

〒098-5595 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町役場 総務課総務グループ (TEL01634-6-1111/FAX 6-1155)